

「ワークショップ(WS)、e-ラーニングの受講単位数について」

- ① Q: 認定取得のための単位はどのように計算をすればよいのか？
A: WS計6単位(基礎編3単位+応用編3単位)+e-ラーニング20単位=計26単位
(規程の25単位以上に達している。)
- ② Q: WSの3単位は、日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度の単位として認められるのか？
A: なります。どちらの制度においても単位加算できます。
- ③ Q: WS基礎編受講会場と異なる会場で応用編を受けられるか？
A: 異なる会場でも受講出来ます。
- ④ Q: WSの基礎編と応用編はそれぞれ申し込むのですか？
A: それぞれ参加申込みをして頂きます。基礎編修了者には、優先的に応用編開催時に案内をします。
優先案内であって、参加を確定するものではありません。また原則として基礎編を先にご受講ください。
- ⑤ Q: WSを遅刻・早退しても参加出来るのか？
A: 原則、WSの遅刻・早退は認めません。途中からでも参加はできますが、WS修了証、研修シールは交付出来ません(未修了扱いとなります)。
- ⑥ Q: WS応用編を欠席した場合、はじめに受けた基礎編修了は無効になるのか？
A: 4年間は有効です。その間に応用編を受講して下さい。取得単位は4年間持ち越すことができます。
- ⑦ Q: 参加費用振込み後にキャンセルした場合、返金はしてもらえるのか？
A: WS申込み後、参加確定書類を送付します。参加費用お振込み後に、自己都合でキャンセルする場合、返金は出来ません。
- ⑧ Q: 単位はいつから4年間持ち越せるのか？
A: 認知症研修認定薬剤師に関する単位をはじめて取得された月より4年間となります。
- ⑨ Q: 認定試験に合格できなかった場合、取得単位はいつまで有効なのか？
A: 認定試験が不合格でも、認知症研修認定薬剤師に関する単位をはじめて取得された月より4年間は持ち越しが出来ますので有効です。

「メディカルナレッジ(e-ラーニング)」

- ① Q: 認知症研修認定薬剤師の e-ラーニングは、メディカルナレッジ以外で受講してもよいのか？
A: e-ラーニング対象講座はメディカルナレッジ(<http://www.medical-knowledge.net/>)のみです。
- ② Q: メディカルナレッジ(e-ラーニング)の申込先は日本薬局学会でよいのか？
A: e-ラーニングについては、メディカルナレッジ(医療教育研究所)が運営しております。
ご入会申込みはメディカルナレッジのホームページより出来ます。
日本薬局学会では申込受付はしていません。
- ③ Q: 認知症研修認定薬剤師の対象講座はどこを見ればよいのか？
A: メディカルナレッジのホームページ「メディカルナレッジとは」より
<http://www.medical-knowledge.net/about.html>
「認知症研修認定薬剤師」認定試験の受験資格取得対象講座として指定されている講座が確認できます。
- ④ Q: 60 講座の対象講座の一部をすでに受講済みの場合は？
A: 対象講座修了の証明として、メディカルナレッジの画面より、対象講座受講履歴(証明書)を印刷し、
認定試験申込みの際にご提出ください。
認定名:「認知症研修認定薬剤師制度」
主催者名:日本薬局学会
- ⑤ Q: 以前に受講した対象講座が、受講履歴(証明書)に反映されていない場合は？
A: 認知症研修認定薬剤師制度の開始以前に受講した講座が、受講履歴(証明書)に反映されないことがあります。
その場合は、受講済の対象講座を再受講し、最後の確認試験を受けて頂くと受講履歴が更新され、履歴に反映されるようになります。なお、再受講した場合には、申込みコースの受講可能な講座数にはカウントされません。



「アンケート、報告書について」

- ① Q: 「3ヶ月報告」、「症例報告」の書式はどこにありますか？
A: 各報告書書式は日本保険薬局協会・日本薬局学会ホームページ内の「認知症研修認定薬剤師制度」の「各種書類」にありますので、ダウンロードしてください。
症例報告の書式は同ホームページ内の「認定試験について」の箇所にもあります。
(症例報告書の書式は、2019年11日に改訂しましたので、ご注意ください。)
また書式例は、WS当日にお渡しするテキストのファイルに入っています。
- ② Q: WS受講後の「3ヶ月後報告」や「症例報告」はどのような方法で提出するのか？
A: 報告書は認知症研修認定薬剤師制度専用メールへ添付・ご送信下さい。送付先はそれぞれ異なるため、ご注意ください。詳細は、ダウンロードする各書式に報告方法が記載してありますので必ず確認してください。

「認定試験について」

Q: 認定試験について教えてください。

A: 認定試験は、年1回です。基本的に日本薬局学会学術総会に合わせて実施します。e-ラーニング等からの学科試験と、面接試験により、合否を判定します。また学科試験は最低合格点が定められています。

① Q: 認定試験の受験申込みをするときに日本薬局学会正会員でなくても良いのですか？

A: 認定申請の際に、日本薬局学会の正会員の会員証をご提出いただきますので、認定試験受験時には正会員である必要はありません。認定申込みまでに日本薬局学会にご入会手続きと年会費の支払いを済ませてください。ただし、認定取得後、認定期間中に日本薬局学会を退会された場合、認定は無効となります。研修認定薬剤師の取得についても、要件として同様の扱いとなりますのでご注意ください。

② Q: 認定試験が不合格になった場合、新たに単位を取り直す必要があるか？

A: 4年間の持越しができるので、取り直す必要はありません。ただし、e-ラーニングのコンテンツが追加になる場合があるので、新たなコンテンツは受講しておくことと次回の認定試験の対策となります。

「認定申請について」

① Q: 認定申請はどのタイミングですれば良いですか？

A: 認定申込は、基本的に認知症研修認定薬剤師制度試験合格認定証の有効期限内に申請してください。なお、申請要件は「規程」第3章第6条をご参照ください。合格認定証の有効期限内に申請できない何らかの事情がある場合は、事務局にご相談ください。第1回、第2回認定試験で合格された方は、合格認定証に有効期限がありませんので、特例としてe-ラーニング・ワークショップで単位取得開始後、4年以内にすべての申請書類を揃えて、ホームページに記載された方法で申請をしてください。

② Q: 認定申請時に日本薬局学会正会員でなくても良いのですか？

A: 認定申込の際に、日本薬局学会の正会員の会員証をご提出いただきますので、入会手続きを済ませてください。入会手続きは日本薬局学会ホームページから申込みができます。手続き後、請求書が届きますので、年会費も納入してください(5,000円/年)。ただし、認定取得後、認定期間中に日本薬局学会の正会員を退会された場合、認定もその時点で無効となります。

研修認定薬剤師の取得についても、要件として同様の扱いとなりますのでご注意ください。

③ Q: 認定新規申請書の書き方について教えてください。

A: 申請書に書き方を記載していますので詳細はそちらをご覧ください。

※・申請書に記入する年月日は全て西暦で記入してください。

・現住所は自宅の住所としてください。

・書類に不備があった場合、再提出・修正依頼をしますので、日中ご連絡の取れる電話番号を記入してください。

- ・申請書の下部にある同意書は、申請者の所属長が記入・捺印をしてください。申請者が所属団体の代表者等、上長のいない場合は不要です。例：薬局長の場合→所属企業の薬局本部長の承認が必要 など
- ・申請書には捺印をする箇所がありますので、お忘れなく押印してください。
- ・認知症サポーターについては、講座を受講した都道府県を記入してください。書類提出は不要です。
- ・申請書は捺印の必要がありますので、メール申請の場合は PDF データで、スキャナーの無い方は出来るだけ郵送で申請してください。

④ Q: 申請後、どのぐらいで認定証書が届きますか？

A: 申請受付から 1～2 か月程、お時間をいただきます。

資格要件を確認後、認定証書・バッジ・ステッカーをお送りします。

「認定要件および更新方法について」

① Q: 更新時のみ日本薬局学会の正会員であればよいのか？

A: 認知症研修認定薬剤師の認定取得後は継続して正会員である必要があります。

日本薬局学会を退会された場合、認定もその時点で無効となります。

② Q: 実施細則 第 5 条 第一項 ②の「日本薬局学会学術総会等の学会等で認知症関連の演題での発表を行う。」とは日本薬局学会以外の学会発表でも認められるということですか？

A: 日本薬剤師会、日本薬学会、日本認知症学会、日本医療薬学会を主たる学会とします。

発表内容が認知症関連であれば、その他の学会での発表も認めます。

③ Q: 実施細則 第 5 条 第一項 ②「地域活動の参加」、④「認知症関連専門学会、地方会等に参加」では証明として更新時に提出する書類は何ですか？

A: 下記の 2 点です。

1. 講習会聴講・地域活動実施 報告書(必須)
2. 領収書、参加証明証、その他出席を証明する書類のいずれか 1 つを提出してください。
領収書、参加証明証が発行されない場合もあるため「その他の出席を証明する書類」として、会場の看板、講演、講義の写真やチラシ、パンフレットの提出でも可とします。

④ Q: 実施細則 第 5 条 第一項 ④の認知症関連専門学会、地方会等の認知症をテーマとする研修会や、その他薬学の学会、医療関連の学会にはどのような研修会が該当するのでしょうか？

A: 認知症関連の専門学会、または地方の薬剤師会などの認知症以外の地方会に認知症のプログラムが含まれていれば単位として認めます。また認知症に限らず、医師会のセミナーや医療系の学会や「老年期認知症研究会」、本制度ワークショップの再受講でも該当します。

薬学分野に限らず介護、福祉、在宅等の地域の事例検討会、講演会、勉強会、セミナー、シンポジウム等に参加し、報告書に学んだ内容と認知症の人や介護者にどう役立てるか等を記載できれば可とします。

報告書の書式はホームページに掲載します。また医療関連の学会も、認知症や薬学分野に限らず認めることとします。本制度のワークショップを再受講した場合も、単位として認めます。その際は修了証写しを提出してください。

〈研修会の例〉※下記の研修会等に限定をするものではありません。

- ・ 日本認知症学会
「日本認知症学会 学術集会」
- ・ 日本認知症ケア学会
「地域部会(講演・事例検討会)」、「地域大会」、「実践！認知症ケア研修会 2017」
日本老年医学会
「高齢者医療研修会」、「サマーセミナー」
- ・ 日本早期認知症学会
「日本早期認知症学会」、「講演会」、「ワークショップ」
- ・ 日本通所ケア研究会／福山市認知症ケア研究会
「認知症の方に特化したリスクマネジメント～明日の現場で活かせるリスク対策と適切なケアのために」
- ・ 国際アルツハイマー病協会
「国際アルツハイマー病協会国際会議」
- ・ 株式会社雲母書房
「老人介護スキルアップ研修会」
- ・ お茶の水ケアサービス学院株式会社
「BPSD(行動心理症状—周辺症状)対応研修」
- ・ 都道府県主催
「認知症シンポジウム「認知症の予防に向けて」」、「東京都キャラバン・メイト養成研修」、「認知症介護研修」、「福祉保健医療学会」
- ・ 全日本病院協会
「病院職員のための認知症研修会(ユマニチュード®入門研修会)」
- ・ セントラルメディカル倶楽部
「認知症セミナー」

⑤ Q:更新のための10単位はすべて研修会で単位を取得してもよいのか？

A:実施細則 第5条 第一項に記載のあるとおり①～④の項目について3年間で10単位以上、なおかつ年に1単位以上を必須で取得する必要があります。簡略化すると下記の一覧のとおりとなります。詳細は必ず実施細則をご確認ください。

項目	内容	単位数
症例報告(1例/3年間)	症例報告書を1例提出する。査読有	<u>1単位/3年間</u> 症例報告書提出(1症例以上でも良い)
「認知症対応力向上研修」伝達講習会	認定試験後、東京と大阪にて1回ずつ開催するものに参加する。 または薬剤師会等で開催するものに参加でも可。	<u>1単位/3年間</u> (修了証) 受講後地域にて講師をした場合1単位プラス
認知症内容の ・ 学会発表(地方会でも可) 口頭・ポスター発表等形式は問わない。 ・ ワークショップにファシリテーターとして参加 ・ 地域活動に参加	3年間で異なる項目を2つ選ぶ。ただし、学会発表のみ2回可。その場合は2単位となる。 ○学会発表+学会発表 =2単位 <異なる組み合わせ(例)> ○地域活動+ファシリ =2単位 ○学会発表+地域活動 =2単位 ×地域活動+地域活動 =1単位 ×ファシリ+ファシリ =1単位	<u>2単位/3年間(※1回1単位とする)</u> ◆学会発表では下記のいずれか1つ以上 ・参加証明証、領収証、抄録 その他出席を証明する書類 ◆ファシリテーター参加 ・ファシリテーター参加証(必須) ◆地域活動に参加 ・認知症関連講習会・地域活動実施報告書(必須) ・その他出席を証明する書類
認知症関連専門学会、地方会、医師会セミナー、その他医療系の学会等や「老年期認知症研究会」、また本制度ワークショップ再受講でも可	1回の参加につき1単位。 *参加証明証等の発行を受付にて確認するとよい	<u>6単位/3年間</u> (参加証明証、領収証等) ◆老年期認知症研究会参加証明書 ◆本制度ワークショップ修了証 ・その他参加を証明する書類

認定取得までの流れ

認定取得までの一般的な流れのフローを記載します

